

長期間ご利用のない貯金口座のご解約にかかる取扱いについて

みえなか農業協同組合

普通貯金規定第 14 条第 4 項および総合口座取引規定第 16 条第 5 項には、貯金者による利用が一定の期間なく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができる旨、定められています。

今般、当JAでは、長期間ご利用のない貯金口座が盗難・紛失等により犯罪に利用されることを防止するため、規定における「一定の期間」および「一定の金額」を下記の通り設定させていただきますとともに、要件に該当する貯金口座につきましては、貯金者に通知させていただくことにより口座解約をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

貯金者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 「一定の期間」ならびに「一定の金額」の設定について

一定の期間	3年
一定の金額	0円

※3年以上貯金者によるご利用がなく、かつ残高が0円を超えることがない場合には、貯金取引を停止し、または貯金者に通知することにより口座を解約できるものとします。

2. 総合口座について

総合口座につきましては、普通貯金および定期貯金がともに上記要件に該当する場合には、口座解約の手続きを取らせていただくことがあります。

3. 適用開始日

令和3年4月1日

(参考)普通貯金規定第 14 条第 4 項および総合口座取引規定第 16 条第 5 項の条文

この貯金が、当組合が別途表示する一定の期間貯金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

以上